

在学生及び学資負担者の皆様へ

授業料の納付及び学生への経済的支援（授業料免除・奨学金等）について

宇都宮大学

令和6年5月末に、令和6年度前期授業料の口座振替を行います。在学生及び学資負担者の皆様に対し、授業料の納付に関する基本的なルールや学生への経済的支援（授業料免除・奨学金等）について、特にご理解いただきたい重要な点をご説明いたします。

○授業料納付について

学部学生及び大学院生の授業料は、年額分(535,800円)を前期(4～9月)及び後期(10月～翌年3月)の2回に分けて、口座振替で納付していただきます。振替日に引落ができるよう、ご協力方よろしく願います。各年度の5月及び11月の20日頃までに、指定口座の残高について確認をお願いいたします。

授業料額と口座振替額及び口座振替日(令和6年度分)

学期	前期	後期
授業料額	267,900円	
振替手数料	85円	
口座振替額	267,985円	
口座振替日	5月27日(月)	11月27日(水)

- ・口座振替ができなかった場合は、翌月以降も毎月下旬(3月を除く)に振替手続を行います。
- ・未納学生については毎月末現在で教務ポータルにてお知らせするほか、学資負担者等宛に督促状を送付します。(督促状送付時期 前期：7月中旬頃、後期：1月中旬頃)
- ・学費納入を怠る学生は、宇都宮大学学則第37条第1項第3号により除籍となる場合があります。ご注意ください。なお、不慮の事故や天災等やむを得ない事情により家計が急変し、授業料の納付が困難になった場合には、すみやかに本資料に記載の相談窓口までご相談ください。

※授業料免除及び修学支援新制度(給付型奨学金)の申請をされる方については、選考結果が通知されるまで授業料の振替は行いません。選考の結果、全額免除以外の方については、結果通知に授業料の納入期日(口座振替日)等が記載されておりますので、ご確認ください。徴収猶予が許可された方は、振替は行いませんので、結果通知に同封の振込依頼書より指定期日までにお振込み願います。

授業料納付の詳細は、本学ホームページの案内をご確認ください。

[入学科・授業料\(宇都宮大学ホームページ\)](#)

○学生への経済的支援（授業料免除・奨学金等）について

本学では、経済上の理由で就学が困難な学生に対し、次の制度により支援を行っています。

- ・学部生

高等教育の修学支援新制度（給付型奨学金（日本学生支援機構）及び授業料等減免（宇都宮大学））

- ・大学院生

授業料免除・徴収猶予制度（宇都宮大学）

このほか、日本学生支援機構貸与型奨学金や、本学独自の各種奨学金、国の教育ローン、たすけあい奨学金制度、地方公共団体及び公益法人等の奨学金等もご案内しています。詳しくは、下記のリンク先の情報を参照いただくか、相談窓口までお問い合わせください。

- ・ [☆【R6 . 入学者用・在学者用】の日本学生支援機構（貸与型奨学金）の手続き方法について](#)

- ・ [☆本学独自の奨学金（3C奨学金各種）](#)

- ・ [国の教育ローン、たすけあい奨学金制度、地方公共団体及び公益法人等の奨学金](#)

○授業料納付・経済的支援制度 Q & A

Q 口座残高が不足していて授業料の口座引き落としができなかったという連絡があった。どうしたらいいか。またペナルティはあるのか。

A 翌月以降も月末に口座引き落としの手続きを取りますので、それまでに授業料引き落とし額の口座残高を準備ください。また、直ちに除籍等のペナルティが課されることはありませんが、大学からの督促があるにもかかわらず授業料の納付を怠る場合には除籍となる場合があります。十分にご注意ください。

Q 家計を維持する者（学資負担者等）の不慮の事故や疾病により、授業料を支払うことが難しい場合には具体的にどのような支援があるのか。

A 学部生の場合、予期できない事由により家計が急変し、急変後の収入状況が住民税情報に反映される前に緊急に支援の必要がある場合には、急変後の所得の見込みにより要件を満たすことが確認できれば日本学生支援機構給付型奨学金又は貸与型奨学金の支援対象となります。給付型奨学金（家計急変採用）に採用された場合は、あわせて授業料等減免の対象となります。

- ・ [家計が急変した方への支援\(緊急採用・応急採用・家計急変採用\)](#)

大学院生の場合、申請する期の半期以内（新入生は入学1年以内）に学資負担者が死亡し、又は学生自身若しくは学資負担者が風水害等の被害を受け、授業料の納付が著しく困難と認められる場合や、経済的理由（各種ローンや負債等の返済を除く）によって、授業料の納付が困難であり、かつ、学業成績が優秀と認められた場合、宇都宮大学独自の授業料免除・徴収猶予制度により支援を受けられる場合があります。

- ・ [☆授業料免除、徴収猶予【令和6年度前期】](#)

いずれの制度の利用についても、速やかに学生支援課までご相談ください。

Q 現在修学支援新制度により給付型奨学金と授業料免除を受けている。在学中、家計の状況により支援区分が見直しされることがあると聞いたが、具体的に取り扱いについて教えてほしい。

A 修学支援新制度における支援区分は、毎年4月に日本学生支援機構に対して本学から行う在籍報告及び、日本学生支援機構による奨学生本人及び生計維持者の経済状況の確認に基づいて機構が見直しを行い、10月以降の1年間（家計急変事由が適用されている場合は、支給開始月から6か月経過後、3か月ごと）の支援区分を決定します。

大学における授業料免除額の決定については、日本学生支援機構の支援区分に基づいて決定します。第I区分（満額免除）以外の支援区分に変更となった者については、変更後の区分による授業料を支払う必要があります。

また、給付奨学生として採用された後も、学業成績や学修状況、生活状況等を本学が確認し、その結果（認定）を定期的に機構へ報告します（適格認定（学業等））。機構はその認定に基づき給付奨学金継続等に係る必要な措置をとります。認定の結果によっては、機構が給付奨学生としての認定を取り消したり、支給を停止することがあります。この場合、本学の授業料免除も免除の対象外となりますのでご注意ください。

（参考）

[給付奨学金 支給中の全体の流れ（日本学生支援機構ホームページ）](#)

[適格認定（学業等）（日本学生支援機構ホームページ）](#)

○相談窓口について

授業料納付や授業料免除、奨学金等の経済的支援について、お悩みの点がございましたら、下記担当に遠慮なくご相談ください。

宇都宮大学 学生支援課 学生支援係（学務棟 2F） [<MAP>](#)

TEL:028-649-5102

また、本学では学生の皆さんに快適な学生生活を営んでいただくために、皆さんの悩みや相談内容に応じたサポートを行う「学生相談室」を設置し、その窓口となる「学生なんでも相談窓口」を開設しています。日常生活において困ったことや心配事など、「どこに」「どのように」相談したらよいか分からないときは、「学生なんでも相談窓口」にご相談ください。プライベートに配慮し、秘密厳守です。ぜひ活用ください。

■相談窓口案内

【開室時間】 平日 9:00～12:00、13:00～17:00

【場 所】

・峰キャンパス：学生支援課（学務棟 2F） [<MAP>](#)

TEL:028-649-5276

・陽東キャンパス：陽東学務課（学生プラザ 1F） [<MAP>](#)

TEL:028-689-6189

【E-mail】 gaksou@a.utsunomiya-u.ac.jp（※を半角@に変更してください。）

<https://www.utsunomiya-u.ac.jp/topics/student/009483.php>